



◎快適で環境に優しい暮らしへ

市営浄化槽を設置してみませんか

わたしたちが住む奥州市は、豊かな自然環境に恵まれ、きれいな水が流れる美しいまちです。しかし、処理されないまま排出される生活排水によって、河川などの汚染が心配されています。自然環境を守るためにも、汚水をきれいに処理する浄化槽の設置を検討してみませんか。

家庭排水が汚染の原因に

わたしたちが日常の生活で、どれぐらいの水を使っているかご存知でしょうか。台所、トイレ、洗濯、風呂など、1人が1日に使う水の量は約200リットル。浴槽1杯分にもなります。特に台所排水は全体の45%を占めていて、油などによる水の汚染が問題となっています。こうした生活排水を魚が死ぬような水質にするためには、どれぐらいの水が必要なのでしょう。必要となる水の量を、浴槽に換算して表すと、米のとぎ汁は浴槽4杯分、ラーメンのスープは3・3杯分、天ぷら油に至っては200杯分もの水が必要となります。

水をきれいする浄化槽

生活排水で河川を汚さないためには、公共下水道や農業集落排水などへの接続、浄化槽の設置が非常に効果を発揮します。今回取り上げている浄化槽は、下水道などが整備されていない区域でも設置が可能な家庭用の污水处理装置です。浄化槽内にすむ微生物の力を使って、汚水を分解・浄化し、水をきれいにします。

きれいな水を流すことで、美しい豊かな自然を守ることができます。

「奥州浄化槽整備補助」(平成28年度)が申請窓口となります。申請を受けた後、市側で現地調査や書類審査を行います。その結果、技術的に設置が可能と判断された場合は、分担金の納入後に工事が始まります。

利子補給制度のご利用を

浄化槽を設置する場合は、トイレを水洗式のトイレに改修する必要があります。市は、申請者の負担を軽減するため、利子補給制度を設けています。金融機関から融資を受ける際に、利子の一部を補助しますので、ぜひご利用ください。

きるだけでなく、トイレの水洗化によって、快適な生活を送ることができます。

浄化槽を設置するには

市は、個人の敷地内に市営の浄化槽を設置する事業を行っています。対象となるのは、公共下水道や農業集落排水などの整備計画がない区域に住んでいる人です。

設置するために必要となるスペースは、自動車1台分ほど。建物の延べ床面積に応じた大きさの浄化槽を設置します。

設置にかかる工事費用は基本的に市が支払いますが、申請した人にも、費用の一部を負担していただきます(表1参照)。また、市が負担するのは浄化槽の設置工事費用のみで、建物から浄化槽までの配管工事(下図①)と、浄化槽から放流先までの配管工事(下図②)は個人負担となります。設置後は、使用料(表2参照)をいただき、市が維持管理を行っていきます。

申し込みの方法

設置を希望の人は、本庁下水道課または各総合支所地域整備課にお申し込みください。水沢区内の場合は、工事の施行や維持管理を行う契約を市と結んだ

【利子補給制度】

■補助対象融資額 住宅1戸につき100万円まで(新築は除く)

■補助割合 融資にかかる利子のうち、2%分を補助

■対象金融機関 市内に本店、支店のある金融機関

■返済方法 元金を均等に月割りし、5年以内に返済(最大60回払い)

■申し込み方法 対象金融機関に相談の上、排水設備の申請と同時に担当課へ申し込む

■問い合わせ・申請先 本庁下水道課(内線532)、各総合支所地域整備課

Information

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽を設置している家庭では、保守点検や清掃のほか、法律に基づく「法定検査」を受ける必要があります。検査は、浄化槽の使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に1回、以後1年に1回となります。申し込み方法などは、浄化槽を設置した業者、または市の下水道担当課へお問い合わせください。

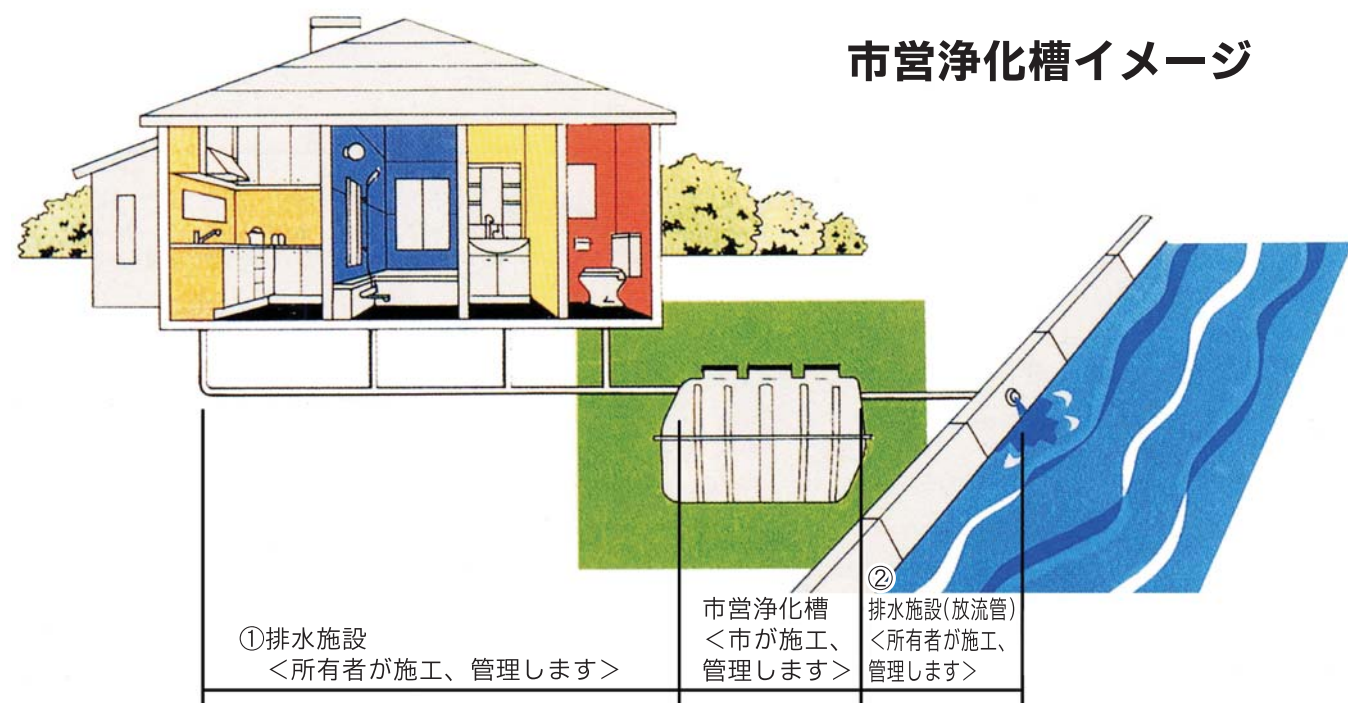
浄化槽の撤去・使用中止時は届け出を

「下水道に接続する」などの理由で浄化槽を撤去した場合や、引越などで長期間浄化槽を使用しない場合は、市への届け出が必要です。忘れずに届け出てください。

下水道への接続はお早めに

公共下水道や農業集落排水、污水处理施設が整備された区域では、使用可能となった日から、3年以内に下水道を接続することが義務付けられています。公共ますがあり、下水道を使用できる家庭は、早めに接続してください。接続工事を行う場合は、市が指定する工事店へご相談ください。指定工事店は、市のホームページなどで確認できます。

市営浄化槽イメージ



【表1】浄化槽設置にかかる分担金

浄化槽の大きさ	基準 (住宅の延床面積)	分担金額
5人槽	130㎡まで	88,200円
7人槽	130㎡を超えるもの	110,400円
10人槽	2世帯住宅など	149,500円

※放流ポンプ装置、車両駐車のための補強などの経費は別途負担

【表2】市営浄化槽の使用料金※

「基本料金」に「従量料金(汚水量に応じた料金)」を加えて算定されます(法定点検、維持管理費用も含む)。

基本料金	5～10人槽	2,800円
従量料金 (汚水の量 1㎡につき)	10㎡まで	84.0円
	10㎡を超え20㎡まで	115.5円
	20㎡を超え30㎡まで	136.5円
	30㎡を超え40㎡まで	157.5円
	40㎡を超え50㎡まで	178.5円
	50㎡を超え100㎡まで	189.0円

※この表は平成23年度の料金統一時の料金。その間は、統一料金に向けて緩和措置が行われた料金が自治区ごとに適用される